



令和8年度

南月寒小学校スタンダード

札幌市立南月寒小学校 〒062-0024
札幌市豊平区月寒西4条8丁目2-1
TEL 853-9314 FAX 853-1378

学習

お道具箱(袋)

- はさみ ■のり ■クーピー(色鉛筆可)
- 探検バッグ ■とびなわ(コート掛け可)

絵の具・習字道具

※絵の具は使用后、パレットや筆を家で洗います。絵の具の補充をお願いします。
※習字道具は使用后、家で筆や硯を洗います。小筆は穂先以外はほぐさず、洗わないように気を付けてください。

学習用具

- 筆入れ(鉛筆削りは付けない)
- 鉛筆 5~6本 (2B~HB)
シャープペンやロケット鉛筆は×
- 鉛筆(赤・青)※字によっては赤青ペンでも
- ネームペン 1本
- 消しゴム 1個
白いもので、色や匂いのついていないもの
- 15cm定規 1本
透明で二つに折れないもの
2年生以上
- 三角定規1組(2本セット)
3年生以上
- コンパス ■分度器

ノートの規格

【国語】
1年生:10マス(中心リーダー)
2年生:15マス(中心リーダー)
3年生~6年生 全科目ノート
5mm方眼野中心リーダー入
【算数】
1年生:7マス(中心リーダー)
2年生:14マス(中心リーダー)
3年生~6年生 全科目ノート
5mm方眼野中心リーダー入
※社会・理科も同じもの
※家庭学習は教科に合わせたものをご準備ください。

南月寒小学校「自主学习プラン」

・南月寒小学校では、家庭で自主的に計画し、学習に向かう子どもを育てることを目指し、全校で家庭での学習を<自主学习>として取り組むよう指導しています。
・詳しくは学校HP「自主学习の手引き」をご覧ください。
≪自主学习の例≫
・日記・音読・視写・暗記・計算・漢字・熟語・ローマ字・予習・復習など
※1年生については、家庭での学習に慣れるまで、プリントの宿題を出します。



生活

登下校・帰宅時間

登校 8:15~8:25	帰宅時間
下校	4~9月 17時まで
5校時(通常) 14:25	10~3月 16時30分まで
5校時(金曜日) 14:05	
6校時(通常) 15:15	
6校時(運動会・グラ) 15:20	

雨合羽は玄関で脱いで学校の中に入りましょう。
下校後は、一度家に帰ってから遊びに行きましょう。

欠席・早退・電話対応

欠席・遅刻の連絡
8:15までにすぐーでの連絡をお願いします。
遅刻・早退の場合
保護者送迎をお願いします。

【電話対応時間】
平日 7:45~17:00

上記の時間以外は、電話がつながりません。緊急の場合は、アナウンスに従って、関係機関に連絡をお願いします。

校外での約束

いじめ・意地悪・危険な行為の禁止
・他人の敷地内に入ること。
・お金の貸し借り。
・用が無いのにお店に入ること。

※事情により、携帯電話・スマホを持たせる場合は、許可申請書が必要です。

机にかけておく物 毎日持ってくる物

- <給食袋>
■エプロン
■マスク
■三角巾または帽子
■ランチマット

- ランドセル・かばん
- ハンカチ
- ティッシュ
- 連絡帳(必要に応じて)
- 体育の時はジャージなど動きやすい服装
- お便りファイル

- 学年帽子
- 雑巾2枚(床・机用各1)
- 洗濯ばさみ4つ
(20cm程度の紐を輪にしたもの)

携帯電話やスマホ、お金など学習に必要なものは持ってきません。

今年度の主な行事

- 4月16日(木) 参観懇談・PTA総会
- 5月30日(土) 運動会
- 7月24日(金) 1学期終業式
- 8月24日(月) 2学期始業式
- 11月13日(金) 50周年記念集会
- 12月5日(土) 学習発表会
- 12月25日(金) 2学期終業式
- 1月15日(金) 3学期始業式
- 3月23日(火) 卒業証書授与式
- 3月25日(木) 修了式・離任式

安心・安全

連絡ツール

- ◆災害時などの緊急連絡や行事等の案内などをお知らせするため学校-保護者間連絡ツール「すぐー」のアプリ登録を全家庭にお願いしております。
- ◆「すぐー」の使用に関する相談は学校まで。

お願いします

- ◆参観懇談等でご来校の際には、お手数ですが上履きをご持参ください。お履物は袋などを用意してご自身でお持ちください。
- ◆休日は学校職員不在です。忘れ物を取りに来ることはできません。

けがをした場合

- ◆登校から下校までのけがは「日本スポーツ振興センター」の対象となります。
- ◆学校以外のけがは「PTA共済会」の対象となることがあります。学校までご連絡ください。

サポート体制

- ◆教育相談・スクールカウンセラー
・お悩みはお気軽にご相談ください! 専門のスクールカウンセラーとも相談できます。札幌市でも教育相談ができる機関があります。QRコードをご参照ください。
・「児童虐待の防止等に関する法律」により、子どもからの訴えがあれば通告することになっています。関係機関と連携し、安全・安心な学校運営を進めます。

